

第35号議案

島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例

島根県立高等学校等条例（昭和39年島根県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条中「授業料」の次に「又は受講料」を加え、「通信教育を受講する者は受講料」を「定時制の課程又は通信制の課程の聴講生として特定の科目を履修する者は聴講料」に改め、同条に次の1項を加える。

2 高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する者であって高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）第12条第3項の規定による許可を受けて科目を履修するものは、当該科目の受講料を別表第2の定めるところにより納付しなければならない。

第7条の見出し中「受講料」の次に「及び聴講料」を加え、同条第1項中「受講料」の次に「及び聴講料」を加え、「受講を開始した日から5日以内に当該受講科目」を「受講科目又は聴講科目の履修の申込みの際に当該科目」に改め、同条第2項中「受講料」の次に「及び聴講料」を加える。

第9条中「、受講料」の次に「、聴講料」を加え、「授業料及び」を「授業料並びに」に改め、「された受講料」の次に「及び聴講料」を加える。

附則に次の1項を加える。

4 教育委員会は、第3条の規定にかかわらず、平成22年度以降に係る授業料又は受講料について、その納付を猶予することができる。ただし、専攻科に在学する者が納付すべき授業料については、この限りでない。

別表第2の1の表中「定時制の課程」の次に「（単位制による課程を除く。）」を加え、「28,800円」を「32,400円」に改め、別表第2の2の表を次のように改める。

2 受講料

区 分	金 額
定時制の課程（単位制による課程に限る。）	1 単位につき 1,620円
通信制の課程	1 単位につき 330円

別表第2の4の表を別表第2の5の表とし、別表第2の3の表を別表第2の4の表とし、別表第2の2の表の次に次の1表を加える。

3 聴講料

区 分	金 額
定時制の課程（単位制による課程に限る。）	1 単位につき 1,620円
通信制の課程	1 単位につき 330円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日において現に島根県立の高等学校に在学している者に係る授業料の額については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日以後において、編入学し、転学し、又は転籍した者に係る授業料の額は、この条例による改正後の島根県立高等学校等条例別表第2の規定にかかわらず、その者の属する学年の在学者に係る額と同額とする。